

商品概要説明書

平成30年4月2日 現在

1. 商品名	☆ カーライフプラン (一社)しんきん保証基金保証付										
2. ご利用いただける方 および借入資格	<p>☆以下の条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている個人および個人事業主の方 ・満20歳以上(就職内定者は申込時および実行時年齢が満20歳以上30歳未満)で、(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・安定継続した収入がある方 <p>☆リピートプランの場合は上記の他以下の条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込日時点または融資実行時点において、次の対象ローンが条件を満たす方 <table border="1" data-bbox="443 443 1477 775"> <thead> <tr> <th>対象ローン</th> <th>対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての基金保証付個人ローン</td> <td rowspan="2">ご利用状況が次のいずれかに該当する場合</td> </tr> <tr> <td>全ての基金保証付住宅ローン</td> </tr> <tr> <td>基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン</td> <td>A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>基金保証付カードローン</td> <td rowspan="2">次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td> </tr> <tr> <td>基金保証付カードローン《セットプラン》</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リピートプランは通常のカーライフプランよりも低い金利でお得となっています。</p>	対象ローン	対象ローンの条件	全ての基金保証付個人ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当する場合	全ての基金保証付住宅ローン	基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン	A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内	基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)	基金保証付カードローン《セットプラン》
対象ローン	対象ローンの条件										
全ての基金保証付個人ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当する場合										
全ての基金保証付住宅ローン											
基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン	A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内										
基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)										
基金保証付カードローン《セットプラン》											
3. お使いみち	<p>☆お申込みの方、またはその配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫の方が使用する自家用車・オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入資金(税金・保険料含む)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、車庫設置費用 ・運転免許取得費用 <p>☆自動車購入資金の借換資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人のローンで、上記のお使いみちとして金融機関(当金庫を含む)、信販会社等から借り入れたローンの借換資金及び繰上完済に係る手数料 										
4. ご融資金額	☆1万円以上1,000万円以内 (1万円単位)										
5. ご融資方法	☆証書貸付となります。										
6. ご融資期間	☆3ヶ月以上10年以内 (1ヶ月単位で10年目の応答日の属する月の月末までとします)										
7. ご融資利率	☆当金庫所定の利率を適用させていただきます。(固定金利)										
8. ご返済方法	<p>☆毎月元金均等返済または元利均等返済</p> <p>☆ボーナス等による半年ごとの増額返済(融資額の50%以内)もご利用いただけます。</p> <p>☆6ヶ月以内の元金据置も可能です。産前産後休業または育児休業中の場合、6カ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長2年間まで可能とします。</p> <p>ただし、お利息のみ毎月お支払いいただきます。</p>										
9. 保証人	☆(一社)しんきん保証基金をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。										
10. 担保	☆不要です。										
11. 手数料・保証料等	<p>☆一部、全部繰上返済の場合を含め、手数料は不要です。</p> <p>☆保証料は融資利率に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。</p>										
12. 金利情報について	☆窓口へお問合せください。										
13. 申込時にご用意 いただくもの	<p>☆次の書類をご提出いただきます。</p> <p>①所定の申込書類一式</p> <p>②上記申込書に添付していただく主な書類</p> <p>ア. 本人確認書類(写):原則、有効期間内の運転免許証(表裏)</p> <p>ただし、運転免許証を徴求できない場合は、個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか</p> <p>※申込人が日本国籍以外の方は、有効期間内の在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票(在留資格の記載があるもの)により永住者または特別永住者であることを確認させていただきます。</p> <p>イ. 所得を証明する書類:公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書の写し等</p> <p>ウ. 資金使途確認書類:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書・注文書・請求書等、振込依頼書 ・借換え資金を含む場合は、借換え対象ローンにかかる返済予定表等 										

<p>14. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>15. その他参考事項</p>	<p>☆お申込に際しましては、事前に審査させていただきますので、結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>☆次のいずれかに該当するものは、カーライフプランの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払済資金 <p>☆お借入金は、お支払先へ振込させていただきます。</p> <p>☆ローンの詳しい内容や現在のご融資利率、ご返済額の試算については、当金庫本支店にお問い合わせください。</p>

